

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起休日は、
その翌日)

告
示

鳥取県告示第九百二十六号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
森歯科診療所	鳥取市寿町五〇一	昭和五十四年六月十七日

鳥取県告示第九百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年十月七日執行の衆議院議院総選挙の候補者の選舉運動に關し、された寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

◇選管告示

- 牛の炭疽の予防注射の実施
- 土地改良事業の適否の決定(八件)
- 土地改良事業の認可(六件)
- 解除予定の保安林(二件)
- 土地収用法による事業の認定
- 道路の区域の決定
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始

◇正誤 昭和五十四年十月鳥取県公報第五千九十七号中訂正

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

昭和五十四年十月三十日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森歯科医院	鳥取市今町二丁目二五一	昭和五十四年六月十八日

鳥取県告示第九百二十八号

家畜の伝染性疾病的発生を予防するため、炭疽の予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和五十四年十月三十日

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

邑 次

鳥取県告示第九百二十九号

昭和五十四年七月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（余戸地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 實施の目的
炭疽予防のため
- 二 實施する区域
西伯郡中山町住吉
- 三 實施の対象となる家畜の種類
牛
- 四 實施の期日
昭和五十四年十一月十五日から同月三十日まで
- 五 檢査の方法
炭疽予防液皮下注射

鳥取県告示第九百三十号

昭和五十四年七月三十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（余戸地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十一号

昭和五十四年九月十四日付けで佐治村から申請のあつた土地改良（佐治

（高山）地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十一号

昭和五十四年八月二十二日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（小田地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年十月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第九百三十三号**
- 昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（福兼地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十四年十月三十日
- 鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次
-
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年十月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第九百三十四号**
- 昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（池田地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十四年十月三十日
- 鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十五号

昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（間地地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

邑

鳥取県告示第九百三十六号

昭和五十四年九月十九日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（大滝地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第九百三十七号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

三 縦覧に供する場所

・溝口町役場

鳥取県告示第九百三十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（尾崎地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項におい

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

する。

昭和五十四年十月三十日

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（三徳地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十一号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（佐治（津野）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（瀬地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（鳥取南部（東郷）地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十二号

岸本町から申請のあつた町営土地改良（大幡地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畠字サコノ平七二五の一三、七二五の二三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

土砂の流出の防備**三 解除の理由**

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百四十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十四年十月三十日

道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十四年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事	西	尾	邑	次
--------	---	---	---	---

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

鳥取県副知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

二 事業の種類

境港市民体育館建設事業

種道路類の 路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
上浅津田後線	東伯郡羽合町上浅津字堂ノ本一 一三番三地先から同字一一五番 九地先まで	一六・〇 一三一・九	一七六・二

三 起業地

1 収用の部分

境港市中野町字宮若堀及び字下荒蒔地内

2 使用の部分

なし

- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
境港市役所

鳥取県告示第九百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

鳥取県知事職務代理者	西	尾	邑	次
------------	---	---	---	---

昭和五十四年十月三十日

鳥取県告示第九百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十四年十月三十日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県副知事	西	尾	邑	次
--------	---	---	---	---

る。
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次のことおり、道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示す
る。

鳥取県告示第九百四十八号

県道	種道路類	路線名	区間
上浅津田後線	上浅津	東伯郡羽合町上浅津字隅田五七〇番二地先から同町長瀬字三ツ実三一番二地先まで	間
変更後	変更前	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
一六一・〇〇	一五二・〇	三九一・五	三九八・九

県道	木地山倉吉線	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
木地山倉吉線	倉吉市円谷字西高殿六〇番七	地先まで	四〇	一、七九一・〇
変更後	変更前	地先から同市住吉町六八番四	九〇	一、七九一・〇
倉吉市円谷字西高殿七五番五	地先から同市住吉町六八番四	地先まで	三八五	一、八四五・〇
倉吉市円谷字西高殿七五番五	地先から同市住吉町六八番四	地先まで	九〇	一、七九一・〇

その関係方面は、昭和五十四年十月三十日から一週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

県道	一般国道	種道路類	路線名	区間	供用開始の期日
"	百七十九号	木地山倉吉線	木地山倉吉線	区間	供用開始の期日
上浅津田後線	倉吉市円谷字西高殿七五番五地先から同市住吉町六八番四地先まで	倉吉市円谷字西高殿七五番五地先から同市住吉町六八番四地先まで	倉吉市円谷字西高殿七五番五地先から同市住吉町六八番四地先まで	倉吉市円谷字西高殿七五番五地先から同市住吉町六八番四地先まで	昭和五十四年十一月一日
東伯郡羽合町上浅津字堂ノ本一一三番三で地先から同字一一五番九地先まで	東伯郡羽合町上浅津字堂ノ本一一三番三で地先から同字一一五番九地先まで	東伯郡羽合町上浅津字堂ノ本一一三番三で地先から同字一一五番九地先まで	東伯郡羽合町上浅津字堂ノ本一一三番三で地先から同字一一五番九地先まで	東伯郡羽合町上浅津字堂ノ本一一三番三で地先から同字一一五番九地先まで	昭和五十四年十一月一日

鳥取県告示第九百四十九号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

(法律第百号) 第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取市賀露町字東横江及び字西横江
開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社不動企業
代表取締役 田 中 宣 二

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年六月七日 鳥取指令受都計第八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字小谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市里仁四一五番地 森 清 美

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十四年十月七日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十四年十月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

昭和五十四年十月三十日

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年七月十日 鳥取県指令受都計第二百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市賀露町字東横江及び字西横江
開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

公職の候補者の選舉運動に関する收支報告書要旨

- 1 選舉の種類 昭和54年10月7日執行 衆議院議員総選挙(鳥取県選挙区)
 2 公職選挙法の規定による選舉運動に関する支出の金額の制限額

3 報告書の要旨

候補者名	相沢 英之	所属党派	自由民主党	期間	9月13日から 10月17日まで 第1回分	12,632,500円
氏名	小 笹 俊 造					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	6,428,807	
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	円	家屋費	219,300	
自由民主党	政 党	5,000,000		選挙事務所費	177,000	
鳥取県酒造組合	団 体	600,000		集合会場費	42,300	
健康保険政治連盟	政治団体	500,000		通信費	238,636	
日本税理士政治連盟	"	500,000		交通費	374,411	
鳥取県税理士政治連盟	"	500,000		印刷費	1,159,500	
西政会	団 体	500,000		広告費	438,390	
全国自治協会	"	300,000		文具費	41,990	
地域産業研究会	政治団体	300,000		食糧費	497,781	
全国旅館政治連盟	政治団体	200,000		休泊費	122,630	
鳥取県建設業協会	団 体	200,000		雜 費	324,064	
西部支部						
全国林業政治連盟	政治団体	200,000				
鳥取県支部						

報告書受理年月日	昭和54年10月22日	第1回報告分
----------	-------------	--------

全国厚生農業協同組合連合会	団 体	200,000
---------------	-----	---------

全国酒販政治連盟	政治団体	200,000
----------	------	---------

鳥取県支部	相沢英之西部後援会	"
-------	-----------	---

全国酪農協同組合連合会	団 体	100,000
-------------	-----	---------

鳥取県中小企業政経協議会	政治団体	100,000
--------------	------	---------

全国たばこ耕作者政治連盟	政治団体	100,000
--------------	------	---------

鳥取県建設政治連盟	政治団体	100,000
-----------	------	---------

日本医療法人政治連盟	政治団体	100,000
------------	------	---------

その他の寄附	政治団体	—
--------	------	---

その他の収入	政治団体	—
--------	------	---

今回計	政治団体	500,000
-----	------	---------

前回計	政治団体	10,450,000
-----	------	------------

総 計	政治団体	9,845,509
-----	------	-----------

前回計	政治団体	—
-----	------	---

総 計	政治団体	10,450,000
-----	------	------------

前回計	政治団体	—
-----	------	---

総 計	政治団体	9,845,509
-----	------	-----------

前回計	政治団体	—
-----	------	---

総 計	政治団体	9,845,509
-----	------	-----------

前回計	政治団体	—
-----	------	---

総 計	政治団体	9,845,509
-----	------	-----------

候補者 氏名	島田 安夫	所属党派	自由民主党	期間	9月17日から 10月6日まで 第1回分
出納責任 者氏名	島羽 利雄				
収入					
主たる寄附				支出	
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費	1,492,000円
自由民主党	政 党	5,000,000		家屋費	416,400
河 金 組	建設業	75,000		選舉事務所費	406,400
坂 本 稔	農 業	60,000		集合会場費	10,000
いとう電気店	商 業	53,500		通信費	20,100
島 田 笑 子	農 業	30,000		交通費	44,989
				印刷費	1,007,700
				広告費	183,480
				文具費	57,826
				食糧費	200,358
				休泊費	30,000
				雜 費	61,279
その他の寄附	3 件	40,000			
その他の収入		—			
今回計		5,258,500		今回計	3,514,132
前回計		—		前回計	—
総 計		5,258,500		総 計	3,514,132

候補者 氏名 出納責任者 氏名	武部 文	所属党派 日本社会党	期間 8月19日から 10月22日まで 第1回分
収入	支出	収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) 武部文東部後援会	人件費 (職業) (寄附額) 政治団体 4,000,000	人件費 家屋費 選舉事務所費	人件費 家屋費 選舉事務所費
全電通労組鳥取県 団 体	120,000	集合会場費	集合会場費
		通信費	通信費
		交通費	交通費
		印刷費	印刷費
		広告費	広告費
		文具費	文具費
		食糧費	食糧費
		休泊費	休泊費
		雜 費	雜 費
その他収入	52件 247,500	その他寄附 その他収入	40,000
今回計	2件 2,000,000	1件 1,400,000	—
前回計	6,367,500	今回計 5,814,967	今回計 274,750
総計	—	前回計 —	前回計 —
	6,367,500	総計 5,814,967	総計 274,750

報告書受理年月日	昭和54年10月22日	第1回報告分	
報告書受理年月日	昭和54年10月19日	第1回報告分	
候補者 氏名 田中 幸弘	所属党派 無 所 属	期間 9月11日から 9月25日まで 第1回分	
収入	支出	収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名) 田中 幸弘	人件費 家屋費 選舉事務所費	人件費 家屋費 選舉事務所費	人件費 家屋費 選舉事務所費
	集合会場費	通信費	通信費
	交通費	印刷費	印刷費
	広告費	文具費	文具費
	文具費	食糧費	食糧費
	食糧費	休泊費	休泊費
	休泊費	雜 費	雜 費
	雜 費	—	—
その他収入	—	—	—
その他収入	1件 1,400,000	今回計 1,400,000	今回計 274,750
今回計	—	前回計 —	前回計 —
前回計	—	総計 1,400,000	総計 274,750
総計	5,814,967	—	—

候補者名	徳安 実蔵	所属党派	自由民主党	期間	9月17日から 10月6日まで 第1回分
出納責任者氏名	津本 哲夫				
収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業) (寄附額) 自由民主党 政 党 5,000,000円	支出 人件費 家屋費	1,604,000円	支出 人件費 家屋費	1,196,000円
大阪タクシー自動車団 無線事業協同組合	建 設 業 体 2,000,000	選舉事務所費	204,660	選舉事務所費	1,013,494
小椋興業(有)会 若松皆生八芳園組 大阪タクシー協会	500,000	集合会場費	141,660	日本生活協同組合連合会 野坂浩賢後援会	6,000,000円
大和建設㈱	300,000	通信費	63,000	日本労働者共済生 活協同組合連合会	" 200,000
全国小売酒販政治 連盟	300,000	交通費	11,070	通 信 費	324,790
交友会	200,000	印刷費	1,458,760	交 通 費	974,880
鳥取県中小企業政 経協議会	170,000	広告費	2,706,950	印 刷 費	1,956,530
全国旅館政治連盟	" 100,000	文具費	532,982	広告費	339,960
鳥取県建設政治連盟	100,000	食糧費	44,732	文具費	255,402
日本交通㈱政治連盟	100,000	休泊費	426,918	食糧費	166,042
勝田印刷㈱	98,000	雜 費	—	休 泊 費	49,050
木田 豊助	50,000		45,370	雜 費	94,461
フジイソコ ボレー デット	50,000		—		
遠藤直彌郎	30,000				
その他の寄附	10,000				
その他の収入	—				
今回計	9,608,000	今回計	7,035,442	今回計	6,370,609
前回計	—	前回計	—	前回計	—
総計	9,608,000	総計	7,035,442	総計	6,370,609

報告書受理年月日

昭和54年10月20日 第1回報告分

候補者名	野坂 浩賢	所属党派	日本社会党	期間	9月1日から 10月17日まで 第1回分
出納責任者氏名	山本 磯吉				
収入 主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業) (寄附額) 全国労働者共済生 活協同組合連合会	支出 人件費 家屋費	1,196,000円	支出 人件費 家屋費	1,196,000円
日本労働者共済生 活協同組合連合会	" 200,000	選舉事務所費	1,013,494	選舉事務所費	1,013,494
鳥取県中小企業政 経協議会	100,000	集合会場費	—	通 信 費	—
全国旅館政治連盟	100,000	通信費	100,000	交 通 費	324,790
鳥取県建設政治連盟	100,000	交通費	100,000	印 刷 費	974,880
日本交通㈱政治連盟	98,000	印刷費	2,706,950	広告費	1,956,530
勝田印刷㈱	50,000	広告費	532,982	文具費	339,960
木田 豊助	50,000	文具費	44,732	文具費	255,402
フジイソコ ボレー デット	50,000	食糧費	426,918	食糧費	166,042
遠藤直彌郎	30,000	休泊費	—	休 泊 費	49,050
その他の寄附	10,000	雜 費	45,370	雜 費	94,461
その他の収入	—	—	—		
今回計	9,608,000	今回計	7,035,442	今回計	6,370,609
前回計	—	前回計	—	前回計	—
総計	9,608,000	総計	7,035,442	総計	6,370,609

報告書受理年月日

昭和54年10月22日 第1回報告分

0049

15 昭和54年10月30日 火曜日 第5099号 (第三種郵便物認可)

候補者 氏名 出納責任者 氏名	古井 喜実	所属党派	自由民主党	期間	8月17日から 10月20日まで	出	監
収入				支出			
主たる寄附				人件費	2,268,600	田	
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額) 円		家屋費	847,880	のをねいせのど、	
自由民主党	政 党	5,000,000		選舉事務所費	784,880	まくわく	
健康保険政治連盟	政治団体	2,100,000		集合会場費	63,000	圓 故	
古井喜実を激励す る会	"	2,000,000		通信費	176,620	大 上	
社会保険労務士制 度推進政治連盟	"	500,000		交通費	88,980	圓 故	
鳥取県医師連盟	政治団体	300,000		印刷費	2,794,200	福本 利正	
全国自治協会	団 体	300,000		広告費	431,750	福木 利正	
全国小売販賣政治 連盟	政治団体	200,000		文具費	123,654		
				食糧費	400,220		
				休泊費	340,677		
				雜 費	342,500		
その他の寄附							
その他の収入	1 件	300,000					
今回計		10,700,000	今回計		7,815,081		
前回計		—	前回計		—		
総 計		10,700,000	総 計		7,815,081		
報告書受理年月日		・昭和54年10月22日	第1回報告分				